

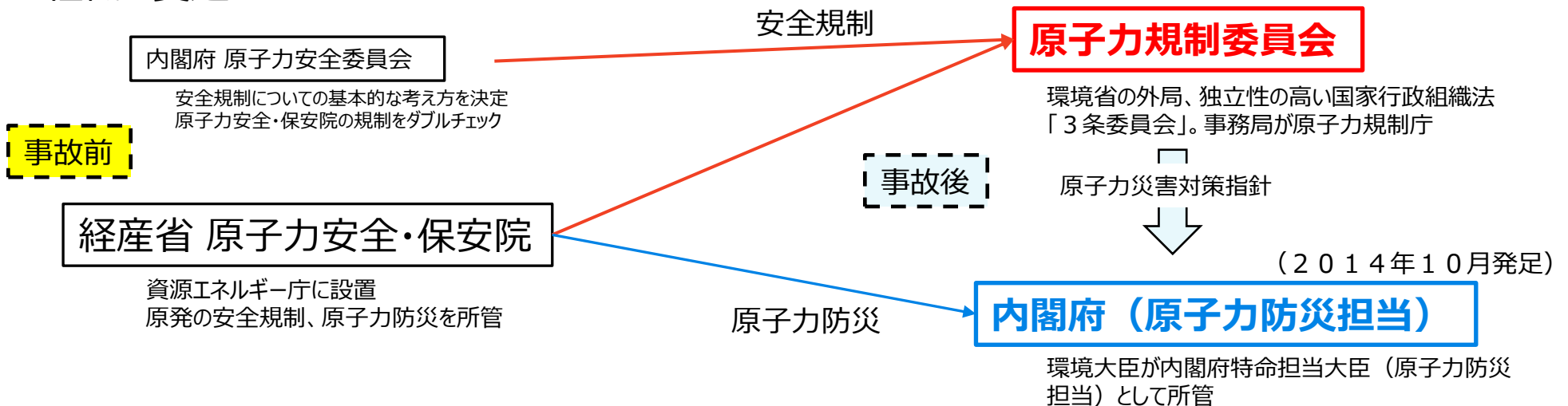
原子力防災の現状

令和7年10月
内閣府（原子力防災担当）

1 原子力災害に備える組織

- 東京電力福島第一原発事故を踏まえ、原子力利用の安全を担う組織として、**原子力規制委員会**と**内閣府(原子力防災担当)**を設置
- **原子力規制委員会**は、原発の**安全規制**を担当
 - ・ 東電福島原発事故のような重大事故の防止のため、規制を強化(「**新規制基準**」)
 - ・ 緊急時の住民の防護措置(屋内退避、避難など)の指針を策定(「**原子力災害対策指針**」)
- **内閣府(原子力防災担当)**は、原発敷地外の**住民の防護措置**の実施を担当
 - ・ 平時から、①原子力規制委員会の指針に基づき、「**緊急時対応**」(自治体の避難計画と、国の支援策のパッケージ)を地域ごとにあらかじめ策定、②国・自治体の対応要員の**研修・訓練**を実施
 - ・ 緊急時には、**原子力災害対策本部(本部長:総理)**の事務局 ⇒ 本部のもと、指針・緊急時対応に基づき、各省・自治体が連携し、住民を防護。実動組織も投入(自衛隊、警察、消防、海保、国交省地方整備局など)

○組織の変遷



【参考】内閣府(原子力防災担当)の体制・予算

内閣府特命担当大臣（原子力防災）
浅尾 慶一郎（あさお けいいちろう）

内閣府副大臣（原子力防災担当）
中田 宏（なかだ ひろし）

内閣府大臣政務官（原子力防災担当）
勝目 康（かつめ やすし）

◆ 令和7年度予算：123億円

（エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定））

◆ 令和6年度 補正予算：41億円

（一般会計、エネルギー対策特別会計（電源開発促進勘定））

平成26年（2014年）10月14日設置

政策統括官(原子力防災担当) 松下 整

大臣官房審議官 福島 健彦、高城 亮

参事官(総括担当) 木野 修宏

参事官(地域防災担当) 長谷 弘道

参事官(地域充実化担当) 吉田 大

参事官(訓練・人材育成担当) 児玉 智

職員
..
七十人

【参考】平時・緊急時における原子力防災体制



原子力防災会議

※常設

(原子力基本法 第三条の三)

平時

- 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進
- 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

【会議の構成】

議長： 内閣総理大臣
副議長： 内閣官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（原子力防災）
原子力規制委員会委員長 等
議員： 全ての国務大臣、内閣危機管理監
その他内閣総理大臣が任命する者：内閣府副大臣・政務官等

【事務局体制】

事務局長：環境大臣
事務局次長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）
水・大気環境局長

原子力災害対策本部

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

(原子力災害対策特別措置法 第十六条)

緊急時

- 原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策・原子力災害事後対策の総合調整

【会議の構成】

本部長： 内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣（原子力防災）、
原子力規制委員会委員長 等
本部員： 全ての国務大臣、内閣危機管理監
その他内閣総理大臣が任命する者：内閣府副大臣・政務官等

【事務局体制】

事務局長： 内閣府政策統括官（原子力防災担当）
事務局長代理：原子力規制庁長官、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
事務局次長： 内閣官房危機管理審議官、内閣府大臣官房審議官（防災担当）

(注1) 原子力防災を担当する内閣府副大臣若しくは大臣政務官（環境副大臣・政務官が併任）が現地対策本部長となる。

(注2) 必要に応じ原子力防災担当以外の環境副大臣・政務官も任命

2 緊急時の住民の防護措置等の枠組み

福島事故の教訓を踏まえ、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を策定

- **基本的な考え方**： 住民等の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くすると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑える
- **原子力災害対策重点区域**： PAZ(おおむね5km圏内)、UPZ(同30km圏内) ※事故前は10km
- **事態の進展に応じた防護措置**： 原子力施設等の緊急事態の段階や原子力施設等の距離に応じて、防護措置をあらかじめ準備し、必要な措置を直ちに判断・実施。放射性物質が放出された場合は、実測(緊急時モニタリング)を迅速に行い、避難や一時移転を判断・実施

<防護措置の流れ>

警戒事態 (原子力事業所所在市町村震度6弱以上等)

- ・5km圏内の入院患者・妊婦等の避難準備
～避難手段・車両等はあらかじめ特定
～避難により健康リスクが高まる者は放射線防護施設(シェルター)へ避難準備 等

施設敷地緊急事態 (全交流電源喪失30分以上等)

- ・5km圏内の入院患者等の避難・屋内退避
- ・5km圏内の一般住民の避難準備
- ・30km圏内の住民の屋内退避準備 等

全面緊急事態 (炉心冷却機能の完全喪失等)

- ・5km圏内の一般住民の避難
- ・30km圏内の一般住民の屋内退避

⇒ 放射性物質放出の場合は、実測(モニタリング)により区域を特定し、避難・一時移転
・30km圏外の広域の避難先もあらかじめ設定 等



一般住民の避難



屋内退避

※放射性物質放出後は、モニタリング値に基づき避難等切り替えを判断



PAZ

概ね5km圏内：Precautionary Action Zone
(放射性物質の放出前から、予防的に防護措置を準備する区域)

UPZ

概ね30km圏内：Urgent Protective Action Planning Zone
(事態の進展等に基づき、緊急防護措置を準備する区域)

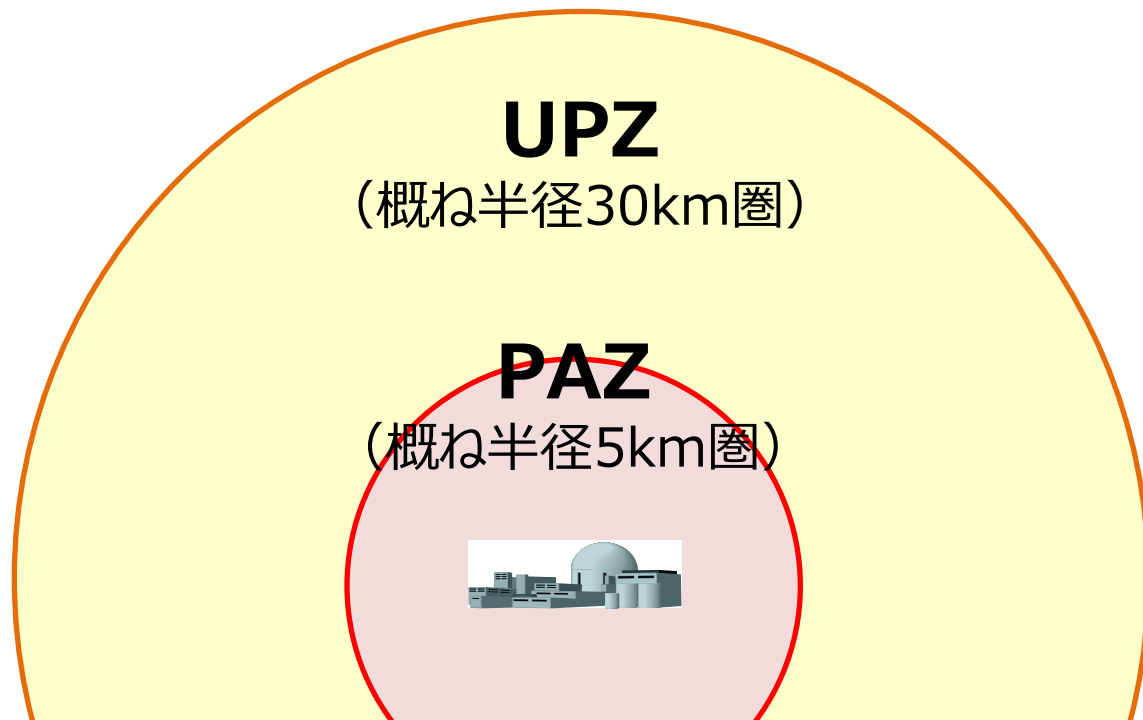
○PAZ : Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)

原子力施設から概ね半径5 k m圏内（発電用原子炉の場合）。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ : Urgent Protective action planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)

PAZの外側の概ね半径30 k m圏内（発電用原子炉の場合）。

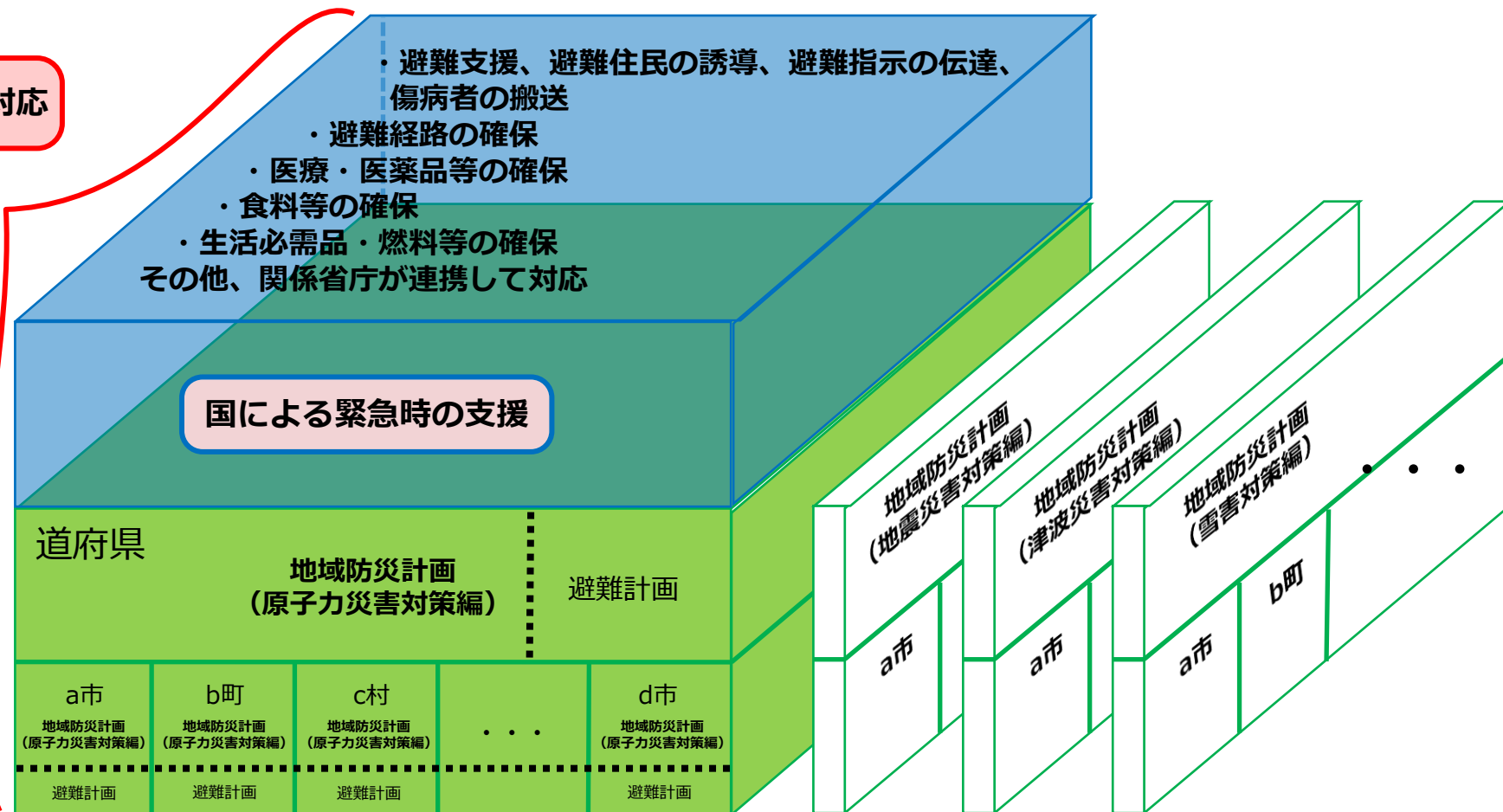
- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長（総理大臣）の指示を受け一時移転等を実施。



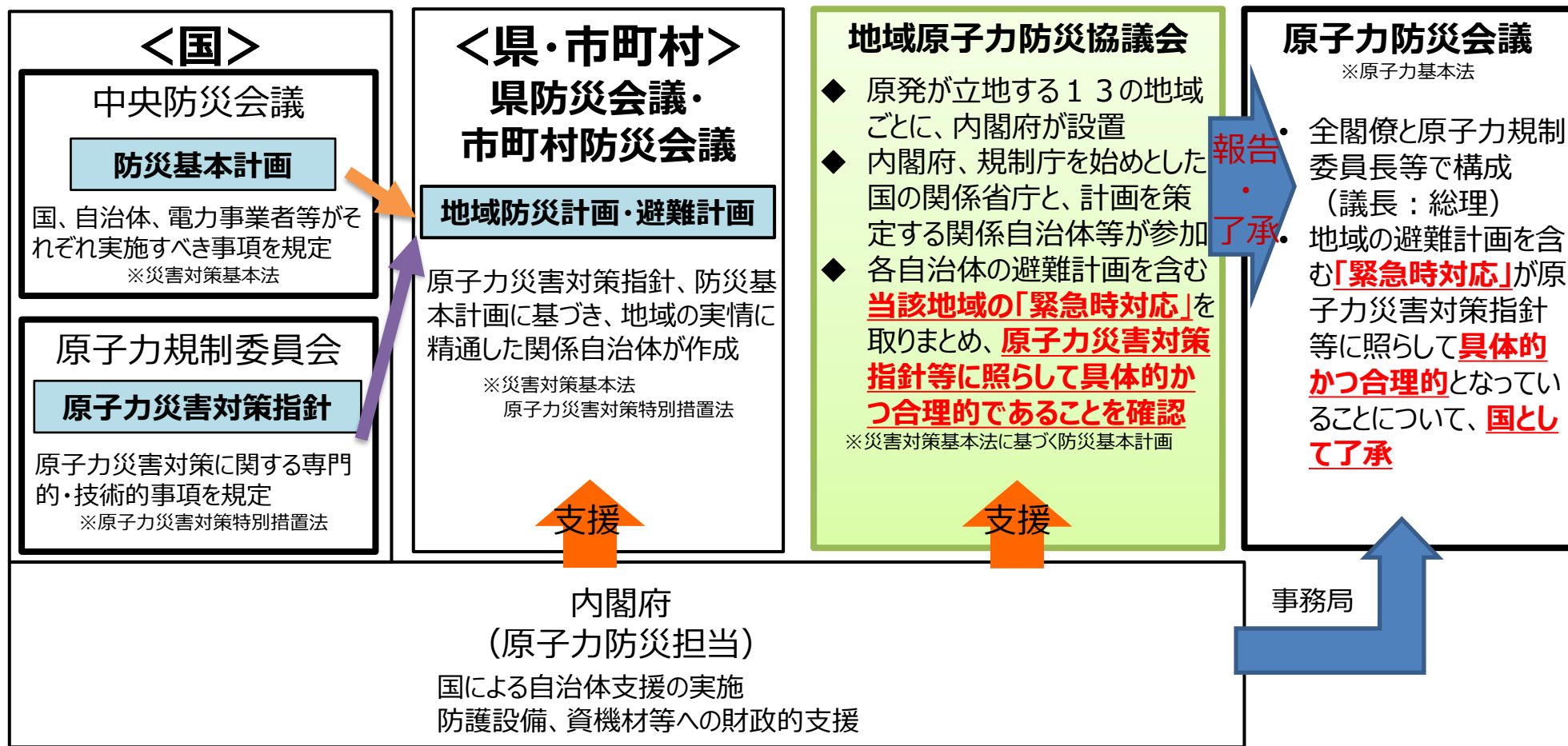
3-1 「緊急時対応」の概要

- ・道府県及び市町村は、防災基本計画等に基づき地域防災計画(原子力災害対策編)と避難計画を作成
- ・緊急時対応は、複合災害を考慮して、関係自治体の地域防災計画と、実動省庁を含む国の支援を合わせたもの

緊急時対応



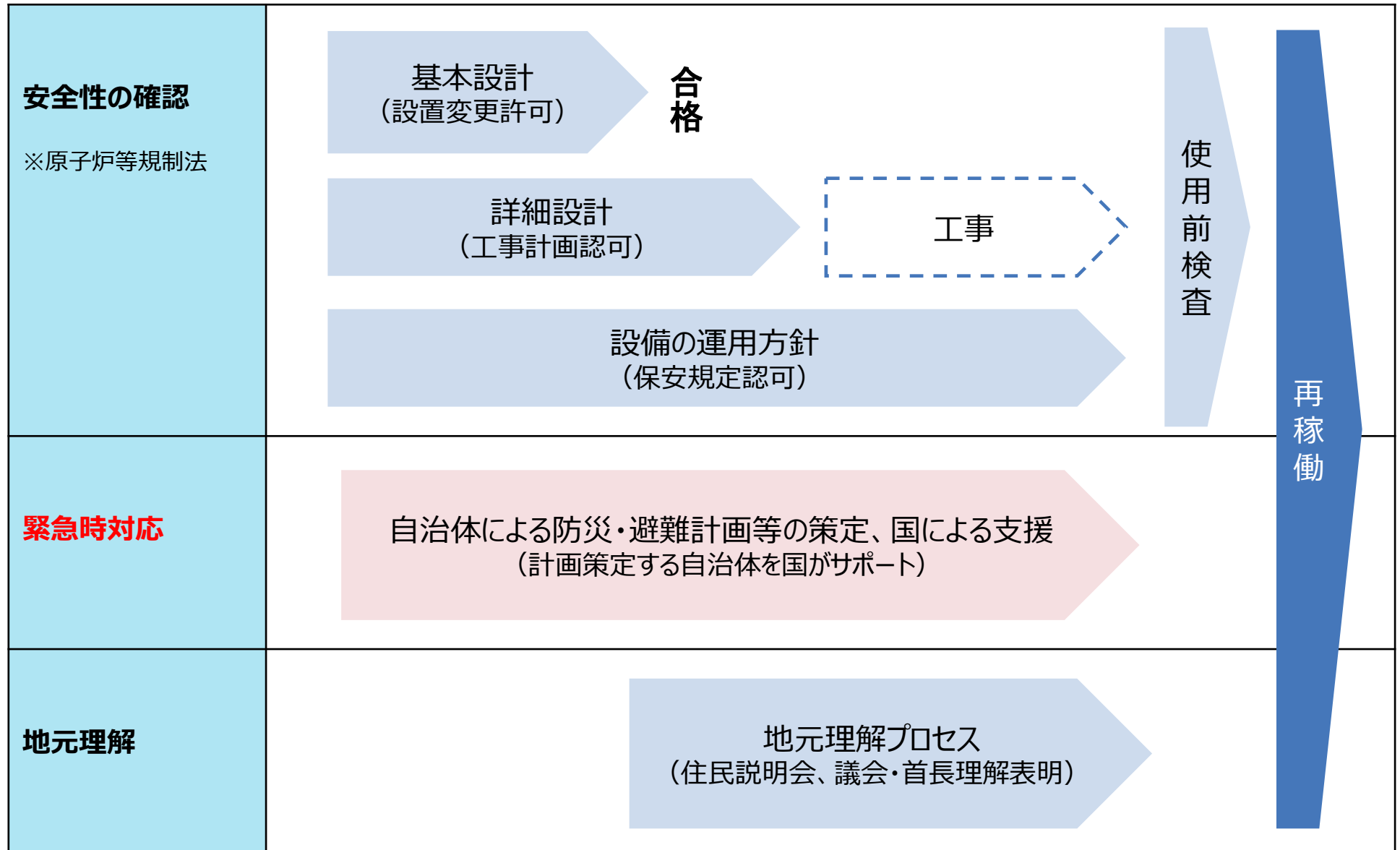
【参考】地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

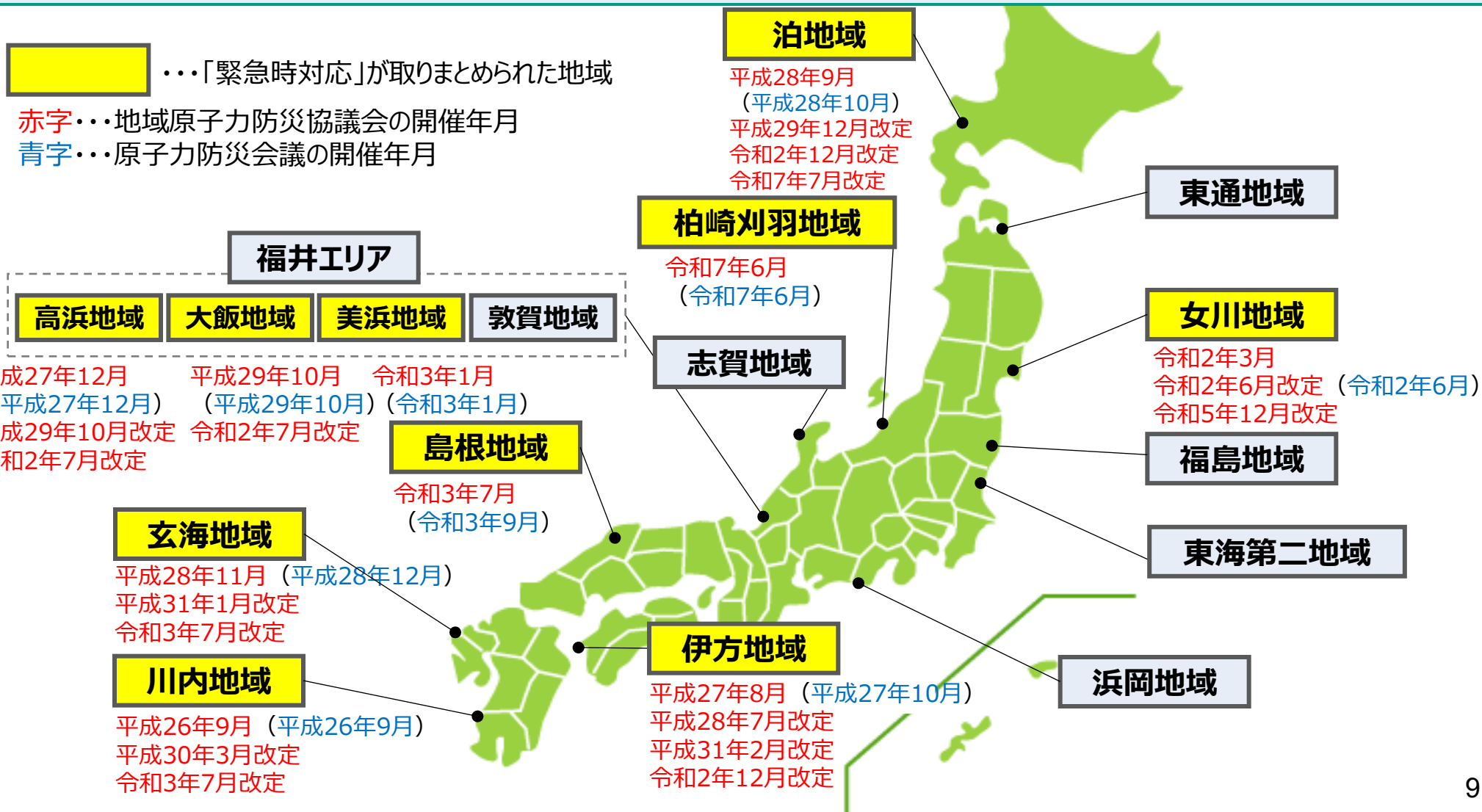
【参考】原子力発電所の再稼働のプロセス



3-2 「緊急時対応」の取りまとめ状況

令和7年9月現在

- 緊急時対応の取りまとめは、原発再稼働の事実上の前提条件とされている。
- これまで、10地域（川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域、美浜地域、島根地域、柏崎刈羽地域）の「緊急時対応」を取りまとめ、泊地域及び柏崎刈羽地域以外は再稼働済み。



【参考】「柏崎刈羽地域の緊急時対応」について

地域原子力防災協議会での確認

柏崎刈羽地域では、作業部会を20回開催し、本年6月11日の柏崎刈羽地域原子力防災協議会において、「柏崎刈羽地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認

ポイント

■地震や津波、豪雪といった自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、こうした複合災害にも、原子力災害対策指針の考え方に基づく、避難や屋内退避が行える内容としている

○PAZ内及びUPZ内の住民避難に広域避難先を確保

- ・PAZ内、UPZ内の住民の避難のために、県内に基本となる避難先を確保
- ・上記県内避難先の被災にも備え、周辺県等の避難先調整も予定

○PAZ内及びUPZ内の住民避難に複数の避難経路、輸送手段を確保

- ・PAZ内、UPZ内の避難行動要支援者の状況等も含めて把握
- ・避難に必要な複数の避難経路、バスや福祉車両等の輸送手段を確保

○能登半島地震の経験、豪雪等地域特性を踏まえた複合災害対応

(家屋倒壊等の恐怖から自宅での屋内退避が困難な場合の対応)

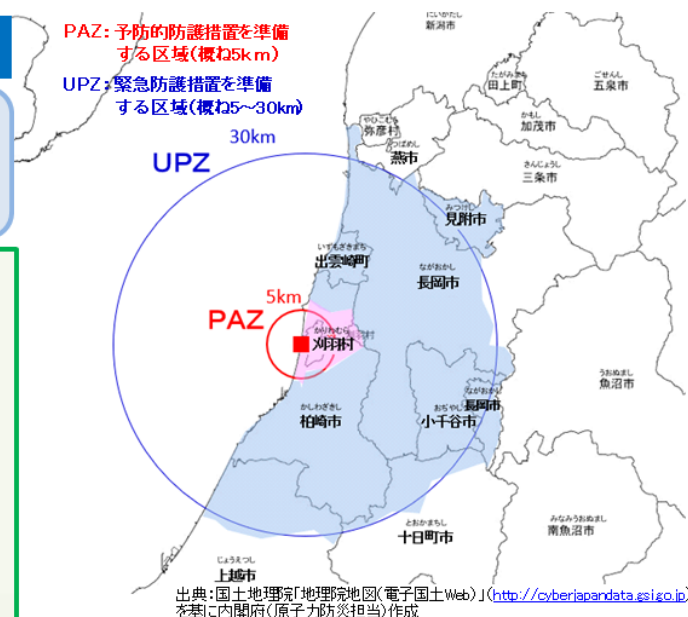
- ・近隣の指定避難所に避難、これが困難な時は、UPZ外の避難先に避難

(大きな幹線道路だけでなく生活道路の除雪)

- ・放射性物質放出のおそれにより民間事業者等による除雪が困難な時は、実動組織による人命救助のための除雪作業等に係る支援を実施

○最新の議論の結果の取り込み

- ・屋根の雪下ろしは屋内退避中でも生活の維持に最低限必要な活動として実施可能
- ・様々な理由(心理的困難等)により屋内退避が困難な方は避難が可能



原子力防災会議(6/27)

- ・議長: 内閣総理大臣
- ・構成員: 全ての国務大臣、原子力規制委員長、内閣危機管理監等
- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時からの総合調整

地域原子力防災協議会(6/11)

(原子力発電所の所在する地域ごとに設置)

- ・基本構成員: 各府省庁指定職級、副知事(関係市や電力事業者がオブザーバー参加)
- ・緊急時対応の確認等の重要事項を協議

地域原子力防災協議会作業部会(5/2)

- ・基本構成員: 関係府省庁、自治体の担当者
- ・個々の論点について、担当者間で検討
- ・地域原子力防災協議会を補佐

4 「原子力総合防災訓練」について

- 国、自治体、原子力事業者等が参加する「**原子力総合防災訓練**」を、毎年度実施。
自衛隊・警察・消防・海保等の実動組織や一般住民を含め、例年数千人規模
- 今年度は、下半期に、**四国電力 伊方原発**を対象に実施予定。
自然災害と原子力災害の**複合災害**を想定した訓練を予定
- **官邸で原子力災害対策本部**の運営訓練を想定。
原防大臣から報告・上申 → 総理から原子力緊急事態宣言 → 総理から原子力災害対策本部で御指示

※伊方発電所は佐田岬半島に立地しているところから、地震による孤立地区発生など地域の特性も踏まえた対応や、能登半島地震や南海トラフ地震などといった大規模な自然災害との複合災害への対応に資する訓練内容を検討中。

近年の実施実績

- ・令和2年度 (コロナ禍により延期)
- ・令和3年度(2月) 東北電力 女川原発
- ・令和4年度(11月) 関西電力 美浜原発
- ・令和5年度(10月) 東京電力 柏崎刈羽原発
- ・令和6年度(2月) 九州電力 川内原発



総理による原子力緊急事態宣言
(官邸)



事故対策本部会議
(原子力防災大臣室)



原子力災害合同対策協議会
(川内オフサイトセンター)



ヘリコプターを用いた住民避難
(現地)

【参考】令和6年度 原子力総合防災訓練の結果概要

1. 訓練の位置付け及び目的

原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づき実施する防災訓練。
国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の確認等を目的に毎年実施

2. 訓練の対象となる原子力事業所

九州電力株式会社川内原子力発電所

3. 実施時期

令和7年2月14日（金）、15日（土）、16日（日）

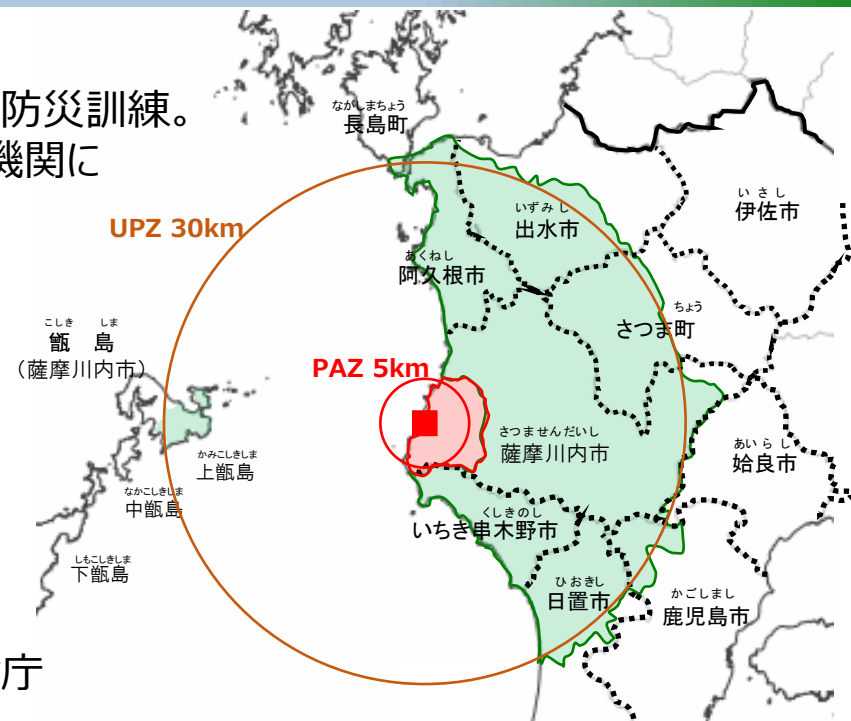
4 参加機関等

政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体：鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市等

訓練対象事業者：九州電力株式会社等

参加機関294機関、参加人数約4,820人



出典：地理院地図（白地図）をもとに内閣府（原子力防災）作成

5. 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害が発生し、警戒事態から
全面緊急事態に進展する想定の下に、以下の訓練を実施

- (1) 迅速な初動体制の確立
- (2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3) 住民避難、屋内退避等

<概ね半径5km>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）

1市（薩摩川内市）

住民数：4,182人※

<概ね半径5～30km>

UPZ（緊急防護措置を準備する区域）

7市2町（薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町）

住民数：約98,143人※

※人口：令和2年4月1日時点